

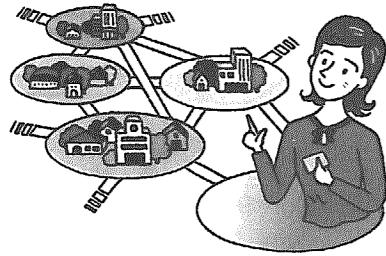
# 住民基本台帳ネットワークシステム

## 住基ネット第2次サービス（本年8月25日から）

### 【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）が取れるようになります。

住基ネットを活用して、全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになります。これにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられるようになります。



### 【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越の手続で窓口に行くのは、転入時1回だけで済みます。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが、転入時の1回だけで済むようになります。

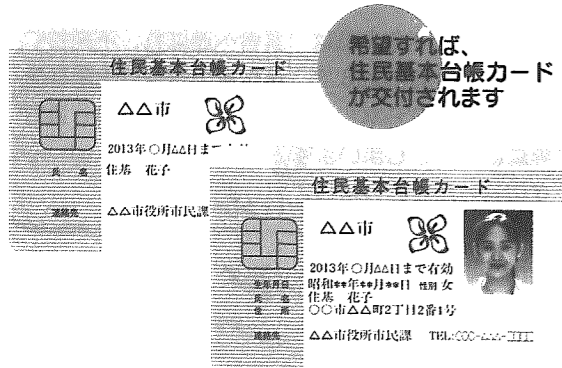
ただし、転出届をされる方によっては、国民健康保険、国民年金、介護保険、老人医療、児童手当、上下水道、税関係等の手続きのため、転入届を行う前に横越町役場窓口に来ていただく必要があります。

## 住民基本台帳カードの登場

- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。  
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

- カード交付申請時に必要なもの
  - ・印鑑（申請者本人が窓口に行く場合は不要です）
  - ・本人であることを証明できるもの、（運転免許証、パスポートなど）
  - ・写真付カードを希望される方は、顔写真1枚（縦45mm、横35mm）
- カード交付には、2週間程度かかります  
交付の準備ができましたら、申請者本人に郵送で通知します。
- カード受領時に必要なもの（申請者本人が受領する場合）
  - ・役場から郵送された通知書
  - ・本人であることを証明できるもの（運転免許証、パスポートなど）
  - ・手数料 500円

詳しくは、役場 町民生活課 住民係に  
お問い合わせください。 ☎385-2111

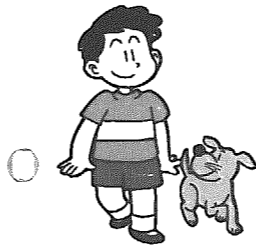


高度のセキュリティ機能を備えた  
ICカードを採用します

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定を受けている人（受給資格者）は、8月1日（金）から8月30日（木）までに「児童扶養手当現況届」を、8月11日（月）から9月10日（水）までに「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。

児童扶養手当とは、父母の離縁などにより父と生計を同じくしていない児童を養育している母（または養育者）に支給される手当です。

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害がある20歳未満の児童を養育する父母に支給される手当です。



「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」提出をお忘れなく！



7月14日、町議会議員の清野稔氏が逝去されました。66歳。葬儀は、18日、沢海・光圓寺

清野稔氏は、昭和62年に村議会議員に初当選し、4期12年余り村議会・町議会議員を務め、議会報編集委員長、産業建設常任委員長などを歴任され、横越村・町の発展に尽力されました。

深く哀悼の意を表し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

町議会議員 清野稔氏 急逝

## 重度心身障害者医療費助成事業（県障）のお知らせ

重度心身障害者医療費助成とは、身体障害者手帳1級〜3級所持者、または療育手帳A所持者の方に医療費の一部を助成する制度です。

受給者の方には7月上旬に更新の案内を送付しましたが、まだ手続きをされていない方は早めにご手続きを済ませてください。

なお、平成14年9月1日より所得制限が実施され、受給者および配偶者または扶養義務者のいずれかの所得が、所得制限額の限度額以上のときは、その年の9月から翌年の8月まで、医療費助成が停止されます。

扶養親族等の人数	所得制限限度額 ～平成15年度～	
	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円
5人	550万4,000円	738万8,000円

5人以上の場合も、限度額が決められています。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族、特定扶養親族がある方は、上記の限度額に加算額が加わります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・重度心身障害者医療費助成事業についてのお問い合わせは、健康推進課へお寄せください。 ☎385-2111

## 赤十字社員増強運動 ご協力ありがとうございました

日本赤十字社では、国内外の救護活動等の事業を推進するため、毎年5月に社員増強運動を実施しています。平成15年度は、下表のとおり、町民の皆さまのご理解とご協力により、昨年を上回る社資納入額となりました。大変ありがとうございました。

◆集計結果内訳

地区	件数	金額
中央・上町・東町・横越・川根町・茜ヶ丘・いぶき野	1,284件	610,150円
沢海・阿賀野	309件	153,501円
木津・木津工業団地	259件	132,000円
二本木	351件	175,800円
小杉・平山	196件	98,500円
藤山・駒込・うぐいす・十二前	129件	63,600円
合計	2,528件	1,253,551円



東北電力(株)新津営業所(佐藤文彦所長)より、街路灯2灯が町へ寄贈されました。大変ありがとうございました。

街路灯の目録を手渡しました

ご厚志に感謝